

【熊本県警山鹿警察署からのお願い】

駐車禁止規制区間におけるトラックの違法駐車排除のお願い

下記区間において、昼夜問わず県内外ナンバーのトラックの違法駐車やドライバーによる排泄行為等により、付近住民から苦情が多数寄せられています。同区間は公安委員会指定の駐車規制区間となっているため、付近を走行する際に休憩・休息の場所として利用することが無いよう又路上での排泄行為等、プロドライバーとしてのモラルとマナーの遵守をお願いいたします。

記

1. 駐車禁止規制区間

熊本県山鹿市寺島 278 番地から 248 番地の 2 付近

※国道 3 号線下り線、福岡県八女市から熊本市内へ向かう道路左側路側帯約 200 メートル

